



# 建設業者に有利でお得な 建設国保に加入しましょう！

建設国保は、大工・とび・土木・造園・左官・板金などの建設工事業に従事している方が加入できる建設労働者のための国民健康保険組合です。

- 建設国保の加入は・・・ 1. 一人親方(法人格をとっていない方)  
2. 個人事業所の事業主および従業員

※・法人事業所および常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所は加入できません

建設国保に加入すると、こんな給付＆サービスが！

<p><b>出産育児一時金</b> 組合員や家族が出産したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1児につき・・・420,000円が支給</li> <li>※産科医療補償制度に登録していない場合の支給額は、40万4千円となります。</li> <li>さらに、出産記念品をプレゼント！</li> </ul>	<p><b>葬祭費</b> 組合員や家族が亡くなったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員・・・100,000円</li> <li>・家族・・・70,000円</li> <li>※葬祭を行った方に支給されます。</li> </ul>
<p><b>出産手当金</b> 組合員が出産で仕事を休んだとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日につき・・・4,500円(最高90日間)</li> <li>産前30日間分/産後60日間分(出産日含む)が支給されます。</li> <li>※加入後3カ月以内の期間は支給されません。</li> <li>※出産手当金が支給される場合、その期間中は傷病手当金は支給されません。</li> </ul>	<p><b>傷病手当金</b> 組合員が入院して仕事を休んだ時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日につき・・・4,500円(最高90日間)</li> <li>入院4日目から起算して、90日間まで支給されます。</li> <li>※加入後3カ月以内の期間は支給されません。</li> </ul>
<p><b>健診料の補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・建設国保の被保険者</li> <li>・補助内容・・・特定健診/40歳以上<b>無料</b>(基本項目) 健康診断/39歳以下の方1人あたり<b>7,000円</b>を限度に補助</li> <li>さらにオプション検査料が最大で<b>4,000円</b>補助 (支部・出張所主催・管理のもとで健診を受けた場合に限りです) (年度内1回の申請まで)</li> </ul>	<p><b>インフルエンザ予防接種の補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・建設国保の被保険者</li> <li>・補助内容・・・1人あたり<b>2,500円</b>を限度に実費補助 (年度内1回の申請まで)</li> </ul> <p>たとえば</p> <p>4人で利用した場合 2,500円×4人=<b>10,000円</b>の補助</p>
<p><b>指定保養施設の補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・建設国保の被保険者 ただし、未就学児は除く</li> <li>・補助内容・・・1人あたり<b>5,000円</b>を限度に実費補助 (年度中1回1泊)</li> </ul> <p>たとえば</p> <p>4人で利用した場合 5,000円×4人=<b>20,000円</b>の補助</p>	<p><b>肺炎球菌感染症予防接種の補助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・年度内に65歳及び70歳になる被保険者</li> <li>・補助内容・・・1人あたり<b>2,500円</b>を限度に実費補助 (年度中1回の申請まで)</li> </ul> <p>たとえば</p> <p>夫婦(65歳・70歳)2人で利用した場合 2,500円×2人=<b>5,000円</b>の補助</p>

## 建設国保の月額保険料

### ■ 一人親方および個人事業主

A区分 (20歳未満)	B区分 (30歳未満)	C区分 (40歳未満)	D区分 (55歳未満)	E区分 (65歳未満)	F区分 (65歳以上)	家族 (1名につき)
7,800	13,600	18,900 ※21,800	23,000	20,700 ※23,600	20,900	5,100 ※8,000

### ■ 個人事業所従業員

A区分 (20歳未満)	B区分 (30歳未満)	C区分 (40歳未満)	D区分 (55歳未満)	E区分 (65歳未満)	F区分 (65歳以上)	家族 (1名につき)
7,200	12,600	18,500 ※21,400	22,500	20,200 ※23,100	20,400	5,100 ※8,000

※の額は介護保険料が含まれています。(40歳の到達月(誕生日の前日の属する月)から、65歳の到達月(誕生日の前日の属する月)の前月分まで)

保険料は、みなさんがケガや病気をしたときの医療費やサービスに使われる大切な財源です。

<問い合わせ先>

全国建設工事業国民健康保険組合 京都府中央支部

〒602-8041 京都市上京区下藪ノ内町 85-6 京都鷺会館 4階 TEL 075-451-7791